国民健康保険加入者のみなさまへ

特定健康診査を 受けましょう





平成22年7月1日 第89号 一発 行一

五所川原市 民生部国保年金課

〒037-8686 五所川原市字岩木町12番地 Ⅲ35-2111番代 内線2335·2336

国民健康保険税は 納期内に 納めましょう

成22年度国民健康保険税の納税通知書が発行され、第1期分を納めていただく月です。

※納税通知書の見方について

1 枚 目 平成22年度 国民健康保険税納税通知書

| 納組コード | 納税 | 組合名 | | | | | |
|-------|----|--------------|----------|---|-------|---|--|
| 主宛名コー | ド | 世帯番号 | | | 通知書番号 | | |
| | | | | | | | |
| ₹ | | | | | | | |
| | | :民票上 :前が記 | | | | | |
| | | , | \ | | | | |
| | | 税 | 務 | 太 | 郎 | 様 | |

| 特別徴収 | 4月 | | 6月 | | | 8月 | | |
|-----------------------------|-----|--|-----|--|--|----|--|--|
| 期別税額 | 10月 | | 12月 | | | 2月 | | |
| <u> </u> | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| * 6 5歳以上の世帯で、公的年金等から国保税が天引き | | | | | | | | |

となる世帯についてだけ記入されます。

平成22年7月1日

★22年度の国保税(4月~次年3月分)の 年税額が9期に分けられ記入されます。

| | \ | (単位:円) |
|-----|-----------------|----------|
| 期別 | 普通徴収納期 | 普通徴収期別税額 |
| 第1期 | 7月1日~ 8月2日 | |
| 第2期 | 8月1日~ 8月31日 | |
| 第3期 | 9月1日~ 9月30日 | |
| 第4期 | 10月1日~11月1日 | |
| 第5期 | 11月1日~11月30日 | |
| 第6期 | 12月1日~ 1月4日 | |
| 第7期 | 1月4日~ 1月31日 | 1 1 |
| 第8期 | 2月1日~ 2月末日 | |
| 第9期 | 3月1日~ 3月31日 | |
| | | |
| 普) | 通徴収額 (計) | |
| | 引徴収額(計) | |
| | 合 計 | * |

2 枚 目 国民健康保険税課税明細書 *均等割の人員について 年度中に後期高齢者医療保険に移行となる方については、月割計算

| | | | | | | となり | ますが、人員欄 | には | 当初課稅 | 時の人員が記入さ | れます。 | (単位:円) |
|----------------|-------------------------------------|------|-----------------------|---------------------------|-------------------------------------|------|---------------|------------------|----------------|--|------------------|-----------|
| X | 分 | 所得割額 | | | | 資産割額 | | | | | | |
| | 7,1 | 課 | 税対象額 | 税率(%) | ① 税 額 | į | 課税対 | 象額 | | 税率(%) | ② 税 | 額 |
| 4 | 算額 | | | | | | | | | | | |
| () | 医療分) | 前年分位 | の所得から基礎 | 7.27 | | | 固定資産税 | <u>ጎ</u> ጥ ቱ | 百が | 37.76 | | |
| (支 | 5援分) | | を差し引いた額 | 2.21 | | | 記入されま | | | 12.25 | | |
| (1) |)護分) | が記入る | されます。 | 2.02 | | | 記入される | \ 9 ₀ | | 12.63 | | |
| | 分 | | 均等 | 割.額 | 4)平等割額 | 5 | ⑤算出税額計 | t | | 世帯軸 | 圣減額 | |
| | ,,, | 人員 | 1人当たり税 | 類 ③税 額 | ् । जनाक | (| 1)+2+3+ | 4 | 区分 | ⑥均等割額 | [⑦ 1 | 等割額 |
| | 算額 | | | | | | | | | #87 7 + 40 7 1 | BAA7.=77 | +++ |
| () | 医療分) | 国保 | 25,210 | | 21,500 | | | | * | ・軽減される場合は | | |
| (₹ | 5援分) | 加入 | 7,400 | | 6,400 | | | | | ・軽減該当世帯はされます。 | よ/刮、5刮、 | 2 割乙衣亦 |
| (5 | 〉護分) | 者数 | 9,400 | | 5,500 | | | | | C1100 9 8 | | |
| 区 | 分 | 8限度 | 度を超える額 | 9 算定年税額 5-6-7-8 | ⑩月割増減 | 額 | 減免等の額 | 12)3 | 端数 | ③確定年税額 9±10-11-1 | 2 | 知済額 |
| 图) (支 | 計算額 医療分) と援分) ト護分) | える | 限度額を超 場合に記入 ます。 | | 年度途中にほか 保険等に加入し 場合に記入され す。 | た | | 7 | り捨 とな 金額 | | | 引税額 |
| * (| ★ (介護分)については、40歳以上65歳未満の方のみ対象となります。 | | | | | | | | | | | |
| > ^部 | 果 税 艮度額 | | 医療分500,000 | | 援 分 0,000 | | 介 護 分 100,000 | | \dashv | * 1 枚 日 | の合計額と | なります。 |
| 17 | ᄊᄊᄧ | | 300,000 | 13 | 0,000 | | 100,000 | | | | - HIIIRC | G 7 G 7 0 |

後期高齢者医療制度に加入となる方の国保税課税について

(単位:円)

※平成22年度中に75歳となり、後期高齢者医療保険に加入となる方

国民健康保険税は誕生月の前の月までが月割計算されますが、あくまで、納期は7月から次の年の3月までの9期 となります。(単身世帯については、誕生月の前の月までの納期となります。)

後期高齢者医療保険は誕生月からの加入となり、保険料については、その2ヶ月後くらいに納付書が送られるため、 国民健康保険税と後期高齢者医療保険料と両方お支払いいただくこととなりますが、二重払いということではありま せん。

まだ申告していない方へ

まだ申告していない方は、諸証明がでないばかりか、国保税の軽減が受けられませんので、所得の無い方について も早めに申告をお願いいたします。

資格証明書の交付を受けている世帯の「高校生世代」の子どもに、 「短期被保険者証」を交付します!

特別な事情がなく1年以上保険税を滞納している世帯には、保険証を返還してもらい、医療費がいったん全額自己 負担となる「資格証明書」が代わりに発行されていますが、平成22年7月からは同世帯内の「高校生世代」以下 (18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方)の子どもに対しては資格証明書を交付せず、有効期 間が6か月の「短期被保険者証」を交付します。

資格証明書交付世帯の「中学生以下」の子どもに 「6か月間有効な短期被保険者証」を交付

あなたの保険税は上記のとおりです。納期内に納めましょう。



資格証明書交付世帯の「高校生世代以下」の子ど もに「6か月間有効な短期被保険者証」を交付

★保険税の納付が困難な場合には、滞納のままにせず必ず収納課へご相談ください。

※この措置に伴い、「1か月間有効の短期被保険者証」、「3か月間有効の短期被保険者証」交付世帯でも「高校生世 代」以下の子どもについてのみ「6か月間有効の短期被保険者証」が交付されることになります。

乳幼児医療費給付制度について

五所川原市では、0歳から6歳児(小学校入学前まで)を対象に、乳幼児の保健 および出生育児環境の向上を目的に、乳幼児を養育している保護者の方に対し乳幼 児医療費の助成を行っております。

◆対 象

0歳から6歳児を養育している保護者の方で、平成22年度(平成21年分) の所得が制限限度内の方。

※国民健康保険加入の0歳児の場合は、保護者の方の所得制限はありません。

◆給付の概要

| | 国民健康保険加入 | 社会保険等加入 | | |
|-------|--|-------------|--|--|
| 乳児 | 入院・外来(現物給付) | 入院・外来(償還払い) | | |
| 1~3歳児 | 入院・外来(償還払い) | | | |
| 4~6歳児 | 入院・外来(償還払い) 入院:1日500円の自己負担あり 外来:1月1,500円の自己負担あり | | | |

※現物給付:医療機関で保険診療費の支払いがありません。

※償還払い:医療機関で保険診療費を一度支払い、後で還付の申請を行う。 (市内の医療機関は自動償還されるので申請の必要はありません。)

◆償還払いの申請方法が平成21年10月診療分から簡素化されています。

| 国民健康保険加入 1 歳から 6 歳のお子様の場合 | 社会保険等加入 0歳から6歳のお子様の場合 | | | |
|------------------------------|--------------------------|---------------------|--|--|
| 1 市以、市外(/)医療機関を受診された場合 | 市内の医療機関を受診 された場合 | 市外の医療機関を受診 された場合 | | |
| 申請は必要ありません | 申請は必要ありません | 申請が必要です | | |

◆受給資格者証の更新について

乳幼児の誕生月の翌月(ただし、1日生まれの場合に限り誕生月)が受給資格者証の更新期間となります。更新が遅れると無効期間が発生し、給付を受けられなくなりますので、「更新のお知らせ」が届いてから更新月末日までに必ず更新手続きを行うようお願いします。

■更新に必要なもの

- · 乳幼児医療費受給資格証
- ・お子さんの名前が記載された保険証
- ・保護者の通帳
- ・印かん

◆所得制限限度額

| 扶養親族等 又は乳幼児の数 | 所得限度額 | 算定方法 所得合計金額 - 80.000 = (a) 所 | i得 |
|------------------|------------|---|-------------|
| 0人 | 2,342,000円 | 雑損・医療費・小規模企業共済等掛金 | |
| 1人 | 2,722,000円 | │ ·配偶者特別控除 = 全 │ 障害者控除 普通1人につき = 27 | |
| 2人 | 3,102,000円 | | 0,00 |
| 3人 | 3,482,000円 | - 寡婦控除 (母を除く) = 27 | |
| 4人 | 3,862,000円 | 特別寡婦控除(母を除く) = 35 勤労学生控除 = 27 | |
| 5人 | 4,242,000円 | (a)所得 — (b)控除額 = 判定所行 | 导 |
| | | | |

- 注1) 扶養親族等とは、所得税法に規定する控除対象配偶者および扶養親族。
- 注2) 扶養親族等の数が5人を超えるときは、1人につき38万円を限度額に加算。
- 注3) 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族があるときは、1人につき10万円を限度額に加算。
- 注4)特定扶養親族があるときは、1人につき15万円を限度額に加算。
- 注5) 1月~6月の間に申請する場合は、前々年の所得および前々年の12月31日現在で生計を維持したものの有無及び人数、7月~12月は前年の所得および前年の12月31日現在で判定。

出産育児一時金について

①支給額について

国民健康保険被保険者が出産したとき、出産育児一時金(<u>42万円</u>(「産科医療補償制度」未加入の医療機関等で出産された場合と妊娠22週未満で出産された場合は39万円)が支給されます。

また、妊娠12週(85日)以降であれば死産・流産でも支給されます。

- ※ ただし、他の健康保険などから、これに相当する給付を受けられる場合を除きます。
- ※ 出産育児一時金の38万円から42万円への4万円の引き上げは、緊急の少子化対策(平成21年10月から平成23年3月末までの暫定措置)として実施します。

②直接支払制度について

お手元に現金がなくても安心して出産できるよう、平成21年10月からは、出産費用に出産育児一時金を直接充てることができるようになり(医療保険者が原則42万円の範囲内で直接病院などに出産育児一時金を支払います)、まとまった出産費用を事前に用意しなくてもよくなりました。

なお、直接支払制度を利用するには、「一時金の申請・受取を当該医療機関に任せる」旨の書面を医療機関等と被保険者とで取り交わす必要があります。

- ※ 出産育児一時金が医療保険者から病院などに直接支払われることを望まれない場合は、出産後に医療保険者から受け取る従来の方法をご利用いただくことも可能です(その場合、現金で病院などにお支払いいただくことになります。)。
- ※ 出産費用が42万円を超える場合は、その差額分は退院時に病院などに支払うことになります。 また、42万円未満の場合は、その差額分を医療保険者に請求することになります。



◇直接支払制度を利用しないで出産育児 一時金を申請する場合に必要なもの

- ・医療機関等から交付される「直接支払制度に係る 代理契約を医療機関と締結していない旨」の書面
- ・医療機関等から発行される出産費用の領収書または請求書
- ・国民健康保険被保険者証(出産された方のもの) ・印かん
- 世帯主名義の通帳
- ・死産、流産の場合は医師の証明書

◇直接支払制度を利用し差額を申請する 場合に必要なもの

- ・医療機関等から交付される「直接支払制度に係る代理契約を医療機関と締結している旨」の書面
- ・医療機関から交付される「専用請求書と同内容で ある旨」を記した明細書
- ・国民健康保険被保険者証(出産された方のもの) ・印かん
- ・世帯主名義の通帳

妊産婦の方に医療費が助成されます 「妊産婦10割給付証明書」を交付します

対象者 国民健康保険に加入している妊産婦の方

内 客 「妊産婦 1 0 割給付証明書」を医療機関に提示することで、医療費 (外来のみ。妊婦健診を除く)が無料となります。

期間妊娠の届出が受理された日から、出産日の翌月末日まで

手 続 健康推進課、金木総合支所総合窓口係、保健センター市浦へ申し出 てください。

> なお、妊産婦の方が新しく国民健康保険に加入する場合、国保加入 の手続終了後となります。

妊娠の届出が平成22年7月20日、出産予定日が平成23年2月15日の方の場合

平成22年7月20日から平成23年3月31日までの間、医療費の助成(妊婦健診を除く保険診療分(外来のみ))を行います。(ただし、出産が出産予定月の前月や翌月になった場合、有効期限が変更となります。)

罗巴马哥

「子ども手当」は、次代の社会を担う子どもの健やかな 育ちを社会全体で応援する制度です。

中学校修了前の子ども(15歳到達後最初の3月31日まで)を養育している方、子ども1人につき月額13,000円が支給されます。

申請はお済みですか?

☆子ども手当を受給するためには申請が必要です!☆

平成22年3月31日現在、 児童手当を受給されていない方

新規認定請求

平成22年3月31日まで、児童 手当を受給されていて4月に中学 2・3年生の子どもがいる方

額改定認定請求

~お子さまの将来の夢は何ですか?~

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを応援するという趣旨のもとに支給するものです。子ども手当を受給された方には、子ども手当の趣旨に従って、子ども手当を用いなければならない責務が法律上定められています。

子ども手当は、お子さまの健やかな育ちのために、将来を考え、有効に用いていただきますよう、よろしくお願いいたします。

(なお、万一、お子さまの育ちに係わる費用である学校給食費や保育料などを滞納しながら、子ども手当がお子さまの健やかな育ちと関係のない用途に用いられることは、法の趣旨にそいません。子ども手当の趣旨について十分ご理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。)

申請期間

★ご注意ください!

4月1日時点で子ども 手当の資格がある方が、 9月30日(木)までに 申請すると、特例措置 として4月分から支給 されますが、申請期限 を過ぎると申請した月 の翌月分からの支給と なります。

※公務員の方は、勤務

先で手続きをしてく

ださい。

■新規認定請求の方

請求者となります。

1. 請求者名義の通帳 養育者(通常は父または母)のうち、 子の生計を維持する程度の高い方が

手続きに必要なもの

2. 認印

3. 厚生年金・共済組合加入者は、 請求者の健康保険証の写しまた は年金加入証明書

■額改定認定請求の方

1. 認印

2. 厚生年金・共済組合加入者は、 請求者の健康保険証の写しまた は年金加入証明書

■五所川原市役所

市民課 1番窓口 内線 2316・2317

申請場所

■金木総合支所 総合窓口係(テヒセチヨ担ヨ) 内線 3103

■市浦総合支所 総合窓口係(子ども手当担当) 内線 4010

問い合わせ:民生部 市民課 内線 2316・2317

問い合わせ:●国保年金課 国民健康保険係 35-2111(内線2335・2336)●金木総合支所 総合窓口係 35-2111(内線3107)●市浦総合支所 総合窓口係 35-2111(内線4043)

計(b)控除額